

平成23年度第1回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成23年11月8日（火）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成23年11月8日(火)

午後5時50分～6時32分

本庁舎3階 301会議室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿(第11期)

2 保護樹木等の指定及び解除について

参考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(保護樹木抜粋)

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

小委員会委員 6名

委員長 熊谷 洋一 委員 輿水 肇

委員 池邊 このみ 委員 渡辺 芳子

委員 福田 雅人 委員 越野 明子

◎はじめに

みどり公園課長 定刻前ですが、皆様お揃いとなりましたので、ただいまから平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の城倉です。よろしくお願いいたしますします。

本日開催する小委員会につきましては、大変急な開催となりましたことをお詫び申し上げます。また、急な開催にもかかわらず、皆様大変お忙しいなか、このような時間にお集まりいただきましたことを深く感謝するとともに、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。区長に報告しましたところ、よろしくとのことでございます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられており、審議事項は「保護樹木等の指定及び解除」「みどり公園基金の処分」の2つとなっております。これらの審議事項について、迅速な判断が必要な場合でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催することになっております。委員は、みどりの推進審議会の委員のうち会長が指名する8名以内で構成され、委員の過半数の出席により成立します。今回は、小委員会を設置するという規定を設けてから2回目の小委員会でございます。本日は、保護樹木の指定及び解除について、ご審議をお願いしたいと考えております。

それでは改めまして、平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。本日の会議についてでございますが、遅くとも午後7時までには終了したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日はこのような狭い会議室でマイク設備がございません。御発言の際には大変恐縮ではございますが、皆様に聞こえるよう、大きめの声をお願いいたします。

では、これより議事進行につきまして委員長をお願いいたします。

委員長よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷委員長 かしこまりました。

それでは、時間もございますので、さっそく議事に入らせていただきます。その前に、本

日の委員の出席状況について事務局から御報告をお願いしたいと思います。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。小委員会の委員は8名でございますが、金田委員、椎名委員より欠席の届けをいただいております。このため本日は8名中6名の御出席ということで小委員会は成立をしているということでございます。

熊谷委員長 それでは次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元でございます資料について御説明をいたします。

お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと思います。まず、本日の議事次第、A4の紙1枚がございます。その下に資料1としまして、みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）というものがございます。

次に、資料2といたしまして、保護樹木等の指定及び解除についてという資料がございます。資料はこの2枚でございます。

その後、参考ということで、新宿区みどりの推進審議会小委員会について、新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）、それから、新宿区みどりの基本計画、これは後ほど回収をさせていただきますが、参考までに机上に配付させていただいております。

不足の資料はございますでしょうか。よろしいですか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を始めさせていただきます。本日の審議事項は保護樹木等の指定及び解除について、その議題ひとつでございます。

それでは、資料2に基づいて、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づいて御説明をいたします。

担当の職員よりパワーポイントの映像を交えて御説明させていただきます。

照明を少し暗くさせていただきます。

事務局 事務局の佐藤です。担当の宮田は、本日庁舎1階で開催しております区民菊花展の受付に従事しておりますので、本日は、私が代わって説明をさせていただきます。

それでは、平成23年9月2日から11月8日までに指定同意書の提出及び解除の申し出のありましたものについて、ご説明いたします。

今回の指定及び解除件数についてです。

保護樹木については、指定同意書の提出がございました件数は、1件、本数は3本です。解除について件数は、2件、本数は3本です。

保護樹林及び保護生垣については、指定、解除ともに、申し出、届出はございませんでした。

それでは、指定案件についてご説明を申し上げます。

保護樹木の指定に際しましては、樹木が健全で、かつ樹容が美観上優れている樹木のうち、地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上の樹木を対象としております。

今回の案件は、北新宿二丁目のマンションの敷地にある樹木3本になります。3本ともソメイヨシノになります。

3本のうち1本は、腐朽部、傷んでいるところが見られましたけれども、所有者の方によって治療が施されるなど、適切に維持管理されています。映像はこのような形になりまして、左から1-1のソメイヨシノ、幹周りが1.5m、1-2、1.6mのもの、1-3が1.8mのものとなります。1-1については端にありまして、近寄って撮影するとこのような形になります。続きまして、1-3の腐朽部が見られましたサクラになりますが、近寄りますとこのような状況でございます。

先ほども申し上げましたが、保護樹林、保護生垣の指定について、申し出はございませんでした。

続きまして、解除案件についてご説明申し上げます。今回、2件ございました。

1件目の案件は、中井二丁目の個人住宅の敷地にあるクスノキ1本になります。相続に伴う建築計画のため、解除の申し出がございました。敷地の中央にある住宅のすぐそばに樹木があるような状況のため、残すことはできないということでの申し出でございます。昭和48年に指定したもので、幹周りが3mでございます。このような形の樹木でございます。

続きまして、2件目の案件でございますが、中落合二丁目の個人住宅の敷地にある樹木2本でございます。1本がサクラ、1本がケヤキということに台帳上となっておりますが、あまりサクラのような雰囲気がないような状況です。近隣からの落ち葉の苦情に困って胴切り、高さ2m少しのところではぶつりと切つてございまして、このような状況で置いておいたところ、枯死してしまったということで、解除の申し出がございました。これが2-1のサクラでございます。同じような形で切つてございまして、2-2のケヤキでございます。

先ほども申し上げましたが、保護樹林、保護生垣の指定解除については申し出、届出はございませんでした。

みどり土木部長 1をもう少し説明したほうがいいんじゃない。建築計画について。

事務局 中井の件ですね。

みどりの係長 それでは、少し補足をさせていただきます。本日、皆様にお集まりいただきましたのは、このクスノキの解除についてでございます。

これは実は私どもに情報が入ったのは、先月の下旬、27日です。大変りっぱな大きな木でして、所有者のほうから切りたいということで情報を得ました。

これについて、文字が細かくて大変恐縮なんですけれども、今回、私どものほうで対応に大変苦慮いたしまして、そうしたことから皆さまにご説明をさせていただきたいと思います。

実は、現地の状況ということで、先ほどの現場になりますけれども、私どものほうで保護樹木を指定いたしました。ところが、指定をしたときの所有者が亡くなられてまして、しばらくこの家が空き家でずっと放置されておりました。ですから樹木のほうはどんどん大きくなったのですけれども、維持管理のほうは、おそらく1年くらいは空白があったと思います。

その後、相続等が発生しまして、「遠方に住む親族が相続」と書いてございます。これ、多摩のほうに住んでいる娘さんがこの土地を相続されました。その娘さんが建築をすると。まあ、空き家になっているものですから、家を解体して建築をする。これが、敷地は約330平方メートルほどあります。これを半分に割りまして、片方の土地には娘さんが、もう片方の土地には集合住宅を建てると聞いております。そうなりまして、この樹木、敷地の真ん中にあるものですので、保護樹木を伐採するというのが前提でございます。

そうした中で、私どものほうが情報を得たのは、実は、この10月に所有者の皆様にお金を助成金を出している関係で申請をしていただく書類をお送りいたしました。そうしましたところ、所有者の方に私ども送ったんですけれども、郵便がしばらくして娘さんのところに転送されてまして、この申請書ってなんですか、と。つまり、親族の方は保護樹木の制度をご存じなかったのですね。それで、制度についてご説明しました。そうしましたところ、いや、もう、家は解体して木は切るんですよということなので、いつ切るんですか、とお聞きしたところ、11月の初旬には切る予定ですと。

つまり、新しい相続された方は、敷地の中に大きな樹木があるということも、ましてやこの樹木が保護樹木であるということもよく認識されていなかったんです。一方でそれはそれといたしまして、もう樹木は切るということで建築計画も立てていらっしゃる。

新宿区といたしましては、「保護樹木が伐採されることを事前に知らない」と書いてあるんですけれども、非常に恐縮なんですけれども、ようするにこういう状況ですので、この木

が切られるという情報が、たまたま今回申請書がいった連絡がついたのでわかったわけですが、時期がずれてしまうと、この方が一方的に切ってしまう可能性もあったわけなんです。私どものほうとしましては、伐採されるということを事前に知らなかったということになります。

一方で、「保護樹木制度を理由に伐採を中止させることはできない」と書いてあるんですけども、少し待ってください、これは保護樹木なのでみどりの推進審議会で審議しないと切れないんですよ、ということをご説明はできるんですけども、こちらの所有者の方としては、もう契約をしてしまっています、相続税も払わなくてはいけないということで、切らせてくださいということで、私ども大変困ってしまいました。

今回につきましては、熊谷会長にこうしたケースですということでご相談に伺いまして、じゃあ、小委員会を開催しようということで、急ぎよ、昨日ですね、会長のところに伺いまして開催が決まりました。大変急に開催したというのはこういうわけでございます。

それで、本当は伐採は、実は11月7日、つまり昨日伐採する予定だったのですが、私どものほうで所有者の方に待っていただきまして、それで、いま手続きをしていますのできちんとした処理をしてくださいということでご理解をいただきまして、今、木を切るのを待っていただいているところでございます。ただそうは申しまして、家のほうはどんどん解体しておりまして、正直この木があることで解体作業は非常に難航しているような状況ですが、それはそれとしまして待っていただいているような状況でございます。そうした中で、ご審議いただくという状況でございます。

樹木については、なるほど大変大きな、立派な木なんですけれども、ただ、道路状況が狭いところにございまして、移植ということは大変難しいと考えております。

一方で、建築計画を待ってくださいというのも、先ほど申しましたような計画が立案されておりまして、変更するのは難しいかなということで、やむなく解除ということで本日ご審議をお願いしたいと思います。

みどり公園課長 説明は以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございました。

今、係長のほうから大変詳しいご説明をいただきましたが、実は、副会長はご存じなんですけれども、それから、渡辺委員も十分ご存じだと思うんですけども、この小委員会をつくったもともとの理由は、いわゆる本審議会ではとても対応できないようなそういう案件について早急に対応するというのと、それから基本的にはできるだけみどりの推進審議会と

しては新宿区のみどりを守っていこうということがございまして、今回も急でございますけれども、事務局のほうでいろいろ判断してご苦労されていたんですけど、できるだけ速やかに小委員会を開かせていただいて、そして保護樹木指定解除についてご説明をして委員の方にご了解なりご意見をいただいて、そしてその検討をもって本審議会に私のほうからご説明をして、ご理解をいただくという手続きを取らせていただきたいと思いますと思ひまして、実は無理矢理小委員会の開催をお願いした次第でございます。

何かこの件についてご質問なりご意見ございますか。

はい、どうぞ。越野委員。

越野委員 今、何条か見ているところなんですけれども、この、条例第12条の4「当該樹木等にその旨の表示をする、保護樹木等として指定したときは」となっているのですが、表示があったら気づくだろうと思うんですけども、これはどういう状況だったのでしょうか。

みどりの係長 今おっしゃられたように、私ども保護樹木に指定するとプレートをつけます。大体このくらいの大きさのものがついているはずなんです。ところが、中には落ちてしまうものがあります。劣化というか、20年くらいたつとそういう樹木があります。助成金の申請の時にプレートがない樹木については改めてつけさせていただきますということで届をだしていただくようにして必ずつけるようにはしているんですけども、所有者の方からの申請になりますので、制度そのものを理解していない方ですとそういう申請もないものですから今回はついていなかったのではないかと思います。

熊谷委員長 他になにかございますか。

渡辺委員 ということは、今後もすぐ起こりうることだと思いますけれども。やはり相続の関係は仕方ないことだと思います。せつかく緑被率も少しずつあがっていて皆さん喜んでいたんですけども。やっぱりこれは、相続のこととなるとしょうがないんじゃないでしょうか。

輿水委員 手続きとしてもう1回確認しておかなくてはいけないことが少しずつありそうに思うんですね。先ほどのプロセスの図をもう一度見せてください。どういうふうに進んだかという。

ようするに、相続によって指定解除が起こるということはある。どうしてもやむを得ないから伐採する、これもありうる。実は、その手続きが今回これでよかったのか、あるいは今後こういうことが起こる可能性を少し確認しておきたいなど。日にちをもう少し詳しく説明してください。

みどりの係長 最初に話があったときには、まだこの所有者の名前だったんです。まず所有者が変わりましたねということで手続きをしました。それが今年の10月20日前後です。

興水委員 相続が発生したのはいつですか。お亡くなりになったのは。

みどりの係長 亡くなったのは、昨年10月下旬です。1年前です。それは、話の中で伺った中で初めて分かったことです。

興水委員 1年間わからなかったんですね。そこがまた問題がありますね。

みどりの係長 そのあと手続きをしまして、相続が発生したとわかったのは今年の10月下旬なんです。ですからその間空き家だったというのは、亡くなってから今日まで約1年間、今も空き家です。そういう状況です。

興水委員 助成金を申請してくださいというふうに連絡したんですね。

みどりの係長 今年の10月1日に。

興水委員 それでわかった。

みどりの係長 ええ。実際は20日過ぎに届いたと思いますが。

興水委員 それをしなければ、わからなかったということですね。

みどりの係長 そのとおりなんです。年1回、逆に言えばこの時がチャンスなんです。

興水委員 年1回しかわからないということね。

みどりの係長 300人所有者の方がいらっしゃるんですよ。その方に、保護樹木の助成金の申請と言いながら、お金は、区役所申請主義なものですから。その一方で、どんな管理をしていますか、年間どのくらい維持管理費用がかかりましたか、ということ逆をアンケート用紙を送りまして、樹木がどのような状況かということ把握しています。その中で何件か所有者が亡くなりましたというのが返ってきます。

ただ今回のように、死亡と同時に相続発生、土地も売ってしまう、というのはまれなケースです。まれというとおかしいですが、そうしたケースもある。

先ほど渡辺委員がおっしゃったように、今後もこういったことはある。今回はたまたま小委員会を開く時間がありましたけれども、既に伐採されてしまうとか、タイミングとしては、そこが、私ども、走っている中で最大の課題でもあります。今回は1本ですが、何十本という単位の場合もありますので、そうした時にそういった情報を早く得る、あるいは抑止するといった手段をどこかで得ないといけないなと思っております。

熊谷委員長 それで、どんな状況が起こるかかわからないんですけども、一応この小委員会というのはそういう緊急な場合に対応するために立ち上げたので、所有者が伐採してから解除

してくださいというのは言語道断ですけども、例えば極端な話、明日伐採したいと来たとしても一応小委員会の招集だけはしていただいて、とりあえず。それで小委員会が開けなければしょうがないんですが、それを待ってから、所有者には回答するという事だけは決めておいていただいて、あとはケースバイケースでというふうにしていただいたほうが、会長としては本審議会に説明がつくと思うんですよ。

せっかく小委員会がありながら時間がないから小委員会をやりませんでしたというのは、小委員会を何のためにつくったのかということになりますので、まあ、物理的に無理なら仕方ないと思うんですね。だけど、そのようにしていただくほうが、かえって事務局には負担にならないと思いますし、それから渡辺委員も言われましたが、相続税とか、財産権とか、いろいろからみますので、所有者から法的な手段で訴えられた場合には事務局では受けきれないので、その場合には審議会として対応するというのもありますので、ぜひ、そういうことだけはちょっと確認。

これは、もし今日簡単に決められないようでしたら、本審議会でも少し議論していただいとと思いますが。今回の件について、いかがです、副会長としてどう思います。

輿水委員 やむを得ないのではないですか。

熊谷委員長 やむを得ないよね。でもえらいよね。

輿水委員 これ、伸ばせないよね。伸ばせば損害賠償が来るでしょ。

熊谷委員長 伸ばせば損害賠償が来るね。

みどりの係長 そうなんです、損失補償みたいな形ですね。

熊谷委員長 だから、それでも一応、一日二日待ってもらっているんでしょう。

みどりの係長 1週間待っていただいています。

熊谷委員長 ああ、それはね。

みどりの係長 ただ、大変理解のある方で、新しい所有者の方もきちんとしたいということをおっしゃられて。逆に、オフレコですけど、新宿で木を切るといいますといろいろな方から電話がかかってきたり投書が来たりします。そうすると、我々も大変ですが、所有者の方も大変な思いをされる場合があります。そうした中で、中には保護樹木を切っているのかという方、お声もたくさんいただいています。そうは言っても、いろいろな事情があつて切らざるを得ないんですよ。ただし、きちんと手続きはしていますよ、と。

熊谷委員長 新宿区みどりの推進審議会にきちんと諮って、解除に対して結果がでたということなので、という説明ができれば、所有者の方もそれなりに胸を張って切れると思うんだよ

ね。

みどりの係長 私どものほうから、そうしてくださいということを逆にお願ひしました。そうでないと、こちらの方にご迷惑やいろいろな誤解を与えてしまうことになりますので、ということもお話ししました。

熊谷委員長 それともうひとつは、所有者の方に。所有者のほうもよく知らなかったのに切るなどと言われても、一方では、結構不愉快な思いをされていると思うので、みどりの推進審議会としては新宿区全体のみどりをできるだけ区民の方のご協力を得ながら残していきたいと真剣に考えているので、こういう手続きを取らせていただきましたと。でないとみどりの推進審議会として区民の方に説明できないということを説明していただいて。

もうちょっと時間があれば敷地内で移植できないか、とかなんとか少し。

みどりの係長 まあ、支援の手立てを考えることができたんですが。まったく悪気がなかったものですので、相続された方は。

熊谷委員長 亡くなった方も悪気はないしね。住民の方も悪くないしね。

みどりの係長 そうなってしまうと我々としても辛くて。まあ、それで会長にご相談に伺った次第なんです。

熊谷委員長 はいどうぞ。

池邊委員 委員長、これは今後の対応なんですけれども、基本的には今回の解体というのがどの時点で行われているかがわからないんですが、解体が決まるということは建築業者が決まっているということなので、基本的にはGIS上にプロットされていれば、建築確認申請が出された段階で、その敷地に、保護樹木がある敷地で建築確認申請が発生したというのが、小さな規模のものでとわからないんですけど、もしも大型の樹林があった場合とか、あるいは大きなマンション、今回も片方が集合住宅ということで、それはそれほど大きくはないとは思いますが、だから、そういった意味では、今まで敷地のどこにあるとかそういうのが出てきたことがないのでそういうのがないのかもしれませんが、今後の情報としては、特に大きなもの、今回のように大きなものとか、あるいは複数ある、新宿区としては注意を払ったほうがよいようなものについては、特に電子情報として建築のほうとも連携できるような対応をしておく、最近マンションなんかでも今のような1本みたいだと残してうまく取り込んで計画にするというのも民間でもやっていますので、今後の対応策としてはそんな方法を取っていただくような方向性を検討していただければよいのではないのでしょうか。

みどりの係長 ありがとうございます。

熊谷委員長 樹木台帳というのは、GIS上に入っているの。

みどりの係長 これからですな。

熊谷委員長 これからだね。

みどりの係長 今、進めているところでして。

熊谷委員長 積極的に、予算を取って。

みどりの係長 実は、今度の4月からですね、各自の職員1人ずつのパソコンに保護樹木の位置がおちるようになるはずなんですな。

みどり土木部長 土木全体ですな、土木の施設、公園の位置とか公園の中でもいろいろな施設がすべて入るように、今ちょうどつくっている立ち上げのところでした、次の建築のものをどうやっていくかは次の課題になるんでしょうけれど、そういうものと情報の共有化が図れるようにぜひしていきたいと考えています。

池邊委員 場合によっては、接道、今のように2つに敷地を割ってどう接道をとるかというような状況の中でうまく残せたり、敷地をどう分割するかというところで工夫ができれば残せたかもしれないというふうに思うので。

みどりの係長 実は250平方メートル以上の敷地の建築行為に際しましては、緑化計画書制度といいまして、我々のほうで先に情報が得られて、そうしたらガンガン指導するんですけども、残せとかもっと緑化しろというふうに。今回のように分割されてしまって250平方メートルを切ってしまうと、こちらの守備範囲、入れなくなってしまうんですよね。それが委員のおっしゃるように弱点なんです。

池邊委員 うちの近くでも実は90坪が3つに割られて、2軒だったお宅に45軒、いまマンションが3棟、しかも別々に申請されたので、まったくという。

みどりの係長 情報が入ってこないんですよね。

池邊委員 そうですね。

みどり土木部長 分割のテクニックも業者さんそれなりに、失礼、あまり言ってはいけないかもしれませんが、負担にならないようにならないようにというテクニックを。

池邊委員 で、満室になったときに1棟売りをするみたいなそんな感じなので、まあ、今回はそういう方ではないのでよかったですけども、逆に言えば、そういうことがあった時に、相続があったときに、情報が入るということは大事かなと。

みどり土木部長 ちょっと余談なんですけど、今日も、審議会の前に大変失礼なんですけど区長のほうにもこういう事例があるということをお知らせして、審議会でやってい

ただきたいということなんですが、区長としても、義務とかはないとしても、新たな所有者の方にぜひ新宿区のみどりに対する姿勢をお伝えして、可能な限りみどりを敷地内に確保とか、植えていただくとか、そういうことはしてほしいと言われておりますので、このお話の方向性ととも、うちからも改めてお願いはしていきたいなというふうに考えております。

熊谷委員長 はい、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、この案件についてはお認めいただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、保護樹木解除については、申請のとおりというのを委員会の結果とさせていただきます。

ほかの、指定の申請もついでに出てきましたけど、これは反対の方、いらっしゃいますか。

輿水委員 このついでに出てきたというのはどれ、ちょっと嫌味で聞いているんだけど。解除するから指定もいれておけば少しはということではないの。

みどり公園課長 提出が10月28日にあったものですから、指定はこれから指定をするものから、急がないで次の段階でも待てる可能性はあるわけです。タイミングがよかったので指定をする。これ私も見に行ったんですが、小規模の、30世帯位のマンションだと思うんですけども非常に木を大事されてまして、植え方はちょっと狭い敷地に密とかゆったりはしていないんですけども、非常によい手入れをされていて、大事にされているということと、幹周りは基準どおりあるということで。

熊谷委員長 あのひざの包帯がちょっと気になるんだけど、樹木医にかすり傷なのかね、うん。樹木医、どうですか。

みどり公園課長 開けてまでは見なかったんですが、これくらいならば大丈夫だろうということで、大事にされているということもあって指定してもよいと考えました。おとなりの一戸建ての方も相当理解していただいているということで、それならば指定をしたいと考えました。

熊谷委員長 指定したらしっかり看板をつけてください。

みどり公園課長 そうですね、はい。

みどり土木部長 看板を一回見直しとか、必要だね。

輿水委員 北新宿のどのへんですかね。

熊谷委員長 北新宿一丁目は昔の柏木あたり。

みどり土木部長 大久保駅の西側になりますかね。小滝橋通りの西側。

みどり公園課長 ちょっと狭い道を入ったところなんですけれども。余談になりますが、引っ越してしまったんですが、読売新聞の渡辺オーナーが住んでいたことがあるマンションだということです。そういうお話がありました。数年前に引っ越されたということです。敷地そのものはゆったり建っているような、分譲マンションです。

熊谷委員長 はい、どうぞ。

渡辺委員 委員長さんが今おっしゃいました、あの包帯なんですけれども、あれは大丈夫なんでしょうか。サクラの木というのは切ったりするとねえ。

みどり公園課長 よくやるのはですね。傷がついたときに、菌が入らないように癒合剤というのを塗って巻いたりですとか、例えば移植したときには全体に木の肌が乾かないようにあのような包帯じゃないんですが麻の布を巻いたりすることがございます。

渡辺委員 でもこれは移植したばかりではないんでしょう。

みどり公園課長 ではないのですが、たぶん枝を切るかなにかしてちょっとウロができたところを空気にさらさないようにして削って、そこを巻いてあると。元気がよければ外側の部分からカルスというんですが成長して行って、傷をふさぐように木の生命力で巻いてくるという状況がございます。そういう状況にしておいて少しずつ回復すると考えています。

輿水委員 区の方は別に悪いわけではないんですけど、ちょっと病気のように感じるんですね。やっぱり樹木医の方に診断していただいて大丈夫ですというお墨付きがほしいんですよ。区の方がいくら説明していただいても、樹木医というのはそれなりの資格を持って判断力のある方なんです。

みどり公園課長 先生、私も一応樹木医で。

熊谷委員長 課長はもってる、樹木医。

輿水委員 だったらそう言ってもらわないと。樹木医としてって。

みどり土木部長 樹木医として。

みどり公園課長 いや、あまりおおびらに、その内部のことで。

輿水委員 いやいや、樹木医というのはそういうものだと思ってますよ。公的な場面においての責任を持てるんだという。そういうことだと思ってます。診断して、逆にこれは枯れますよ、枯れましたという死亡診断もできる。これは健全健康で大丈夫ですという判定もできる、そういうちゃんとした資格なんです。信頼性を持った方として認められているわけですから、樹木医として見ているのなら大丈夫ですと。

先ほどぶつ切りになって、切っちゃったのもありますね、あれなんかもね、本当ならああ

なる前に枯れてそうだったと思うんですけど、それもやっぱり、もう回復しませんと、死亡診断してもらわないと。

みどり公園課長 これも事前に連絡がなかったものですから。こういう状態になってから。

輿水委員 樹木医っていうのはそれほど価値があるということ。資格なんだということ。ちゃんと言っておきます。診断書付きじゃないとだめなんだよ。

みどり公園課長 それでは、診断書をつくるように。

先ほどの手当したサクラもですね、葉の状況ですとか、葉の大きさとかいろいろ全部調べました。その中でこれは大丈夫だろうという判断をさせていただきました。

池邊委員 この枯死したのなんかは、去年切ったとかいう感じではないですよ。

みどり公園課長 そうではないですね。たぶんケヤキですと、勢いがあればある程度切っても吹いてくるはずなんですけれども、吹いてこないということはもうだいぶ前からだと思えますね。なかなか1,000本を超える保護樹木を全部見て回ることは現在の状況の中で難しい、でも今後はそれをしていかななくてはいけないということがあるんですけど、状況をいかに把握していくかが大事だと考えています。

熊谷委員長 それでは、一応、特にほかに御意見がなければこの保護樹木等の指定及び解除についてはこれで審議終了とさせていただきます。その他何かございますでしょうか。

渡辺委員 すみません、先ほど越野委員がおっしゃったように、早期に何か、課題を感じていますよね。ですからお手数でもプレートですか、そちらのほうで。次の方に引き継ぐための。実は、実家が杉並のほうにありますけれど、ちゃんとしていただいている、けっこうじゃまだけど切れないのねと私ども子どもたちが言っていますので、そういったものがあつたほうがより判りやすいと思います。

輿水委員 どうですか、1,000本もあるわけで、確認できないんでしょ。

みどりの係長 ただ、先ほど申したとおり、実績報告書のほうにプレートついてますかというふうには。ついていないという答えが返ってきた場合には、私どものほうで必ずつけますと。毎年70枚くらいは職員が新しく付けにいらしています。きちんと報告していただければ必ずつくようになっていきます。

輿水委員 そういう報告はなかったの、最初のクスノキ。

みどりの係長 これですね、見にくいんですが、ここの緑、これがプレートです。いいわけがましくて恐縮ですが。必ずつくようにはしていますので。

池邊委員 あと5年くらいすると磁気チップかなんか。

みどり公園課長 ああ、そうですね。

みどりの係長 マイクロチップみたいなものに。

池邊委員 ペットにいれるようなやつですね。

みどりの係長 処分されたり動いたりしたらわかる。

池邊委員 なくなったらわかる。

みどりの係長 たぶんそういう時代になるかと思いますね。

池邊委員 そういう感じがしますね。ぜひそういう開発や研究をしてください。

輿水委員 パリは、街路樹全部入っています。

池邊委員 そうですか。やっぱりそうですか。

みどり土木部長 ああ、そうなんですか。チップですか。そういう時代か。

熊谷委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

◎連絡事項など

熊谷委員長 それでは、その他、何かございますか。

みどり公園課長 小委員会の開会にあたりましては、すべての委員の方に意見照会を行うことになっているのですが、今回の小委員会は昨日の今日ということで緊急に開催をする必要があったために事前の意見照会ができておりません。

ですけれども、この件につきましては、後日、今日御出席でない委員の方々にはこういう方向で進んでいますよ、というところはお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。それではそろそろお時間となりましたので…

みどり公園課長 あ、すみません、連絡事項として。次回ですけれども、まだ時期は決まっておられませんけれども、開催時期が決まりましたら委員の皆様には文書であらためて御通知をしたいと思っておりますので。

熊谷委員長 おおよそ、いつ。

みどり公園課長 おおよそ年明けくらいになるかな、ということで、よろしくお願いいたします。以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございました。

◎その他

熊谷委員長 それでは、本当に今日は急にお集まりいただきましてありがとうございました。

それから、わがままを言って事務局の皆様には大変御迷惑をおかけしました。

本日はありがとうございました。

午後6時32分閉会